

高齢者の人生と戦後の福祉制度

戦後復興期に子供だった私達

子供の頃イメージしていた、幸せって？

- だんだん豊かになる時代に育ったのが、今の高齢者私達

空地も沢山あって、どこの家にも子供が4,5人、兄弟や従兄弟達
群れて遊んだ子供時代、勉強より手伝いだった、

だんだん豊かになる時代、電化製品がやってきた
列島改造・所得倍増など、団地が造成された
もはや戦後ではない時代へ？

子供の頃、どんな夢をもっていましたか？あなたの夢は？

終戦直後1945年-1950年

- 戦後の国土は焼け野が原、家も食べ物も失われた
多くの国民の日々の暮らしは苦しく、命が問題、生存権が問題。
法律を守ってヤミの食糧を食べずに実際に死亡した裁判官も
福祉三法が制定された
- ☆ 引揚者の生活・傷痍軍人・戦災孤児→→
- 1946/09/06生活保護法・1947/児童福祉法・1949年身体障害者福祉法

(福祉三法体制)へ

戦後の福祉制度、目的は国民の幸せ(Social Welfare) それは、どう変化したか？

1. 1945年（昭和20年）終戦—— 空襲、疎開、引揚、食糧難、闇市の時代 （衣食住に事欠く、みんなが絶対的貧困）

あなたは何歳でしたか？（ 才）思い出や家族から聞いた事などありますか？

1945年12月 （SCAPIN [Supreme Commander for the Allied Powers Instruction](#) 404号）

生活困窮者緊急生活援護要綱が、占領軍（GHQ）から出された。「救済ならびに福祉計画の件」
戦災者や失業者，その家族を含む生活困窮者への救済を計画的に行うために閣議決定された要綱
→宿泊，給食などの現物の給付，生業の斡旋等を，都道府県計画に基づき市町村単位で実施→
→恩恵的福祉の枠組み

1946年2月、SCAPIN, 775号（これが日本の戦後の福祉制度の基本線）

GHQの1946年2月27日に出された公的扶助3原則の指令。保護の無差別平等，扶助の国家責任の明確化，最低生活保障の3原則、9月6日生活保護法に原理・原則として組み込まれた。

生活保護法の以前の法律（戦前）の影響

- 生活保護法は1950年に 現在の生活保護法に改正された
- 1959年の「社保審の生活保護法の改善強化に関する勧告」を受けて→
無差別平等を謳う、現在の生活保護法へと改正・・・その前の整理が以下
- 戦前の救貧立法と言われる法律：労働能力ある失業者を救済の対象とせずでは戦後の社会情勢、努力しても食料さえ手に入らない時代、には対処できなかった。そこで新しい法律で、国内の「貧困で生活の保護を要する状態にある者」を対象にする旧生活保護法（1946）で対応する
- 1946年の生活保護法では「生計の維持に努めないもの」浪費者や「素行不良な者は保護の対象にしない」という規定があり、無差別平等の救済とはいえない。（役所側の裁量が大きくなる？） GHQの指摘や社保審の勧告で1950年改正へ

50年生活保護法改正・三法時代の末頃

- ①1949年 軍人遺族を含めた一般母子世帯を対象とした
「母子対策要綱」作成される
- ②1950年 生活保護法改正→社保審の勧告を受けて改正へ
無差別平等原則を確認してある、

生活保護法には、捕捉性の原理があり

保護を受ける為には；預貯金保有や保険加入が認められず、稼働年齢層の多くが排除される。申請が無ければ保護しない
不正受給のマスコミ報道も、保護受給は最後の手段・国民の抵抗が高い。

- ③1951年 社会事業法制定 ex.朝鮮戦争（1950/06/25－1953/07/27）

1950年朝鮮戦争～1956年（昭和31年）

- もはや戦後は終わったと言われた

1956年・経済企画庁は経済白書「日本経済の成長と近代化」の結びで「**もはや戦後ではない**」が流行語になる。

（G N P）が55年に戦前の水準超え

①1960年（S35）知的障害者の為の精神薄弱者福祉法

②1963年（S38）老人福祉法、初めての高齢者のための福祉法が制定される
在宅福祉が規定される：ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス
グループホームなど（第二次池田内閣）

③1964年（S39）戦争未亡人の為の母子福祉法

（福祉六法体制・福祉六法時代）

1970年代（S45年から55年）

（経済成長に陰りが出てきた時代）

- 1972（S47）年列島改造計画（田中 角栄内閣）
- 1973年（S48）の福祉元年宣言、
 - 1973が一次・1979が二次オイルショック

田中角栄内閣（1972年7月7日～1974年12月9日）

1973年 福祉元年を宣言、老人医療費無料化

老人福祉法で老人医療費支給制度実施、

70歳以上の高齢者医療費が無料化。

1980年代（S55年～

【バブル経済は（1986年（S61）12月～1991年2月（H3）】迄3年3カ月

- 1982年 老人保健法制定（老人福祉法の70歳以上の医療無料化を停止）
- 1983年 精神病院の宇都宮病院事件
- 1988年 精神衛生法を精神保健法へと改正

（1988年 丙午の1966年の1.58より出生率が低い、「1.57ショック」
というフレーズで、高齢化に加えて、少子化の到来を印象付けた）

- 1989年、高齢化が予測され、具体的に(数値目標)が策定された。
ゴールドプラン・エンゼルプラン・障害者プラン・数値目標を設定

1990年～2000年

介護保険、成年後見法制定、小泉改革（2006）以降

- バブルに向かい、バブルが崩壊、失われた〇〇年、
(外国人が多く暮らし、企業の海外移転が続出、終身雇用、年功序列が崩れてきた時代)
- 1997年12月 介護保険法成立 児童福祉法改正-家庭育児支援が入る
小泉内閣（2001年 - 2006年）の経済政策スローガン「小泉構造改革」
→ 日本的な雇用慣行、年功序列、終身雇用が失われ、派遣労働者、
不安定雇用の増大→一億総中流社会が揺らぎ、一層の少子高齢化

福祉は**措置制度**（国が国民の文化的な生活の為に命令で行う形）

→→介護保険のように保険料を納めて、**個々の契約**で進める形へ変わった

措置から契約へ

- 2000年の社会福祉基礎構造改革

(措置サービスから契約サービスへ)

介護保険導入・新成年後見法導入・

介護保険の基盤整備、地域保健医療福祉のシステム整備

保健医療福祉の連携、

社会福祉事業法改正社会福祉法（地域福祉明記）

国が、命令的な福祉でも、責任を取って生存権を保障する形の措置→

自分の判断で契約をして福祉サービス（介護）を利用する形

(自己責任・自助努力社会へ)

2000年 その人らしく地域で最後まで

- そのために創られた介護保険、成年後見制度
しかし 2015年 介護保険の大きな改革
要支援（軽い要介護度）の人たちのケアが変わる。
- 2005年 介護保険改正、障害者自立支援法成立
地域包括支援センター設置(あんすこ) ・地域密着サービスもできた
- 2013年 障害者総合支援法へ、生活保護法は困窮者自立支援法へ
貧富の差なく、国民として基本的人権とか、自分らしい幸せを感じながら生きていける社会、そのための社会福祉の制度です。使いながら良い制度にする為に、私達高齢者が使い勝手を色々と考える事ができる。